

東京都北区業務継続計画
＜新型インフルエンザ等編＞

2019年2月

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
1. 新型インフルエンザとは	1
2. 業務継続計画策定の意義	1
3. 行動計画との関係性	4
4. 前提となる被害想定	6
第2章 業務継続計画の基本方針と対策の実行	7
1. 基本方針と対応方針	7
2. 業務区分	7
3. 計画に定める対策の実行	8
第3章 発生段階別の各部の対応	11
第4章 業務継続のための対策の充実	34
1. 職員の健康管理と庁舎内の感染予防対策の徹底	34
2. 庁内における応援・協力体制	35
3. 部課間の情報共有と区民への情報提供	35
4. 東京都、近隣自治体、関係機関等との連携	35
第5章 実効性向上のための事前準備	37
1. 資機材等の確保	37
2. 人的資源の効率的な活用体制の事前構築	37
3. 事業者との協力と事前協議	38
4. 各部における業務継続体制の整備	38
第6章 計画の継続的な改善	39
1. 区民・事業者・関係機関等との協力	39
2. 法令等の制約と国・東京都への要望	39
3. 区行動計画を受けての改善	40
4. 研修・訓練の実施	40
5. 継続的な見直し	41
用語解説	42

第 1 章 業務継続計画の基本的な考え方

1. 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(1) 過去の新型インフルエンザの流行

ヒトが免疫を持たない新型インフルエンザによる大流行は、20 世紀において 3 回発生している。

これらの大流行のうち、1918 年（大正 7 年）の「スペインかぜ」の大流行が最大で、世界中で約 4 千万人、我が国で約 39 万人が死亡したと推定されている。1957 年（昭和 32 年）には「アジアかぜ」、1968 年（昭和 43 年）には「香港かぜ」がそれぞれ大流行し、医療提供機能の低下を始めとした社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

また、近年、高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1 型）が、東南アジアを中心に世界各国で流行し、2010 年（平成 22 年）2 月現在、確定症例 478 名（うち死亡 286 名）が報告されており、ヒトからヒトへの感染の増加と新型インフルエンザの出現が懸念されている。

(3) 2009 年の新型インフルエンザ

最近では、2009 年から新型インフルエンザ（A/H1N1 型）が流行し、弱毒性と言われるものの、世界各国で感染が確認されており、人の生命や社会活動等に大きな影響を与えた。

2. 業務継続計画策定の意義

(1) 業務継続計画とは

大地震の発生や感染症の大流行など、組織や人に重大な影響を与える事象が発生した場合、行政機能を構成する様々な要素に大きな影響を与える可能性が高く、業務を実施するにあたって人、物、情報、ライフライン等の資源を平常時と同じく利用することは困難になると予測される。その結果、業務の実施が停滞することにより行政機能が低下し、区民生活や社会経済機能に重大な影響が生じる恐れがある。

業務継続計画とは、そのような事象により平常時に利用している資源が重大な影響・制約を受けても、優先的に実施すべき危機への対応に加え、平常時に実施している業務の中から最低限継続すべき業務を事前に選定し、限られた資源を重点的に配分していくことを定めることで、最低限必要な行政サービスを戦略的に継続することを目指す計画

である。

すなわち、業務継続計画は、特定の事象への対症療法として策定するものではなく、いかなる事象が発生しようとも、その影響を最小化し、常に最低限必要な行政サービスを継続させることを目指すものである。

業務継続計画に基づく対策を実行することにより、危機への対応を着実に実施でき、最低限継続すべき平常時の業務を適切な水準で実施できるという効果を得ることができる。一方で、定めた対策の実効性が常に問われるものであり、継続的な内容の検討を通して絶えず修正・更新していかなければならない。

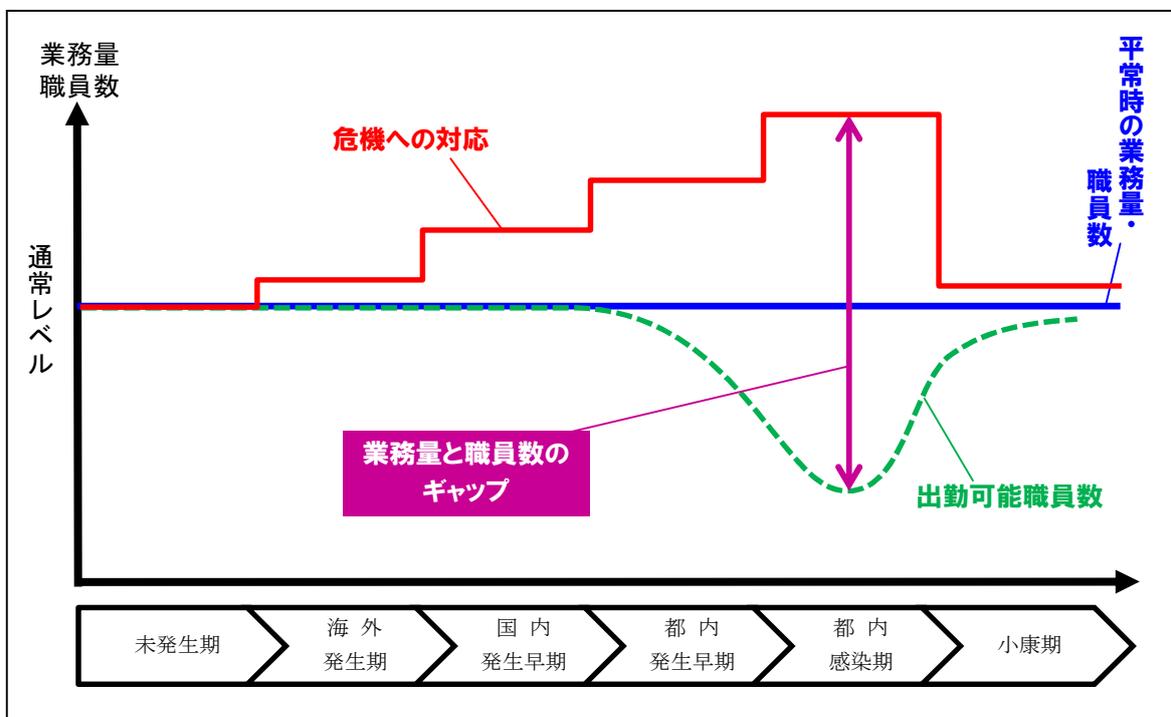
(2) 東京都北区業務継続計画<新型インフルエンザ等編>の特徴

新型インフルエンザ等は、発生・流行による被害が長期間続くことや全世界で急速に被害が広がるという特徴がある。また、影響を受ける資源については、設備など物的資源への影響は小さく、り患による人的資源への影響が最大の問題点となる。

区は、新型インフルエンザ等が発生・流行すると、平常時に行政サービスとして実施している業務に加え、新たに危機への対応に取り組まなければならないが、区職員の感染や感染した家族の看病等により区職員の欠勤率が増加するため、何の対策も取らなければ、限られた人員で増加する業務量に対応できなくなるおそれがある。

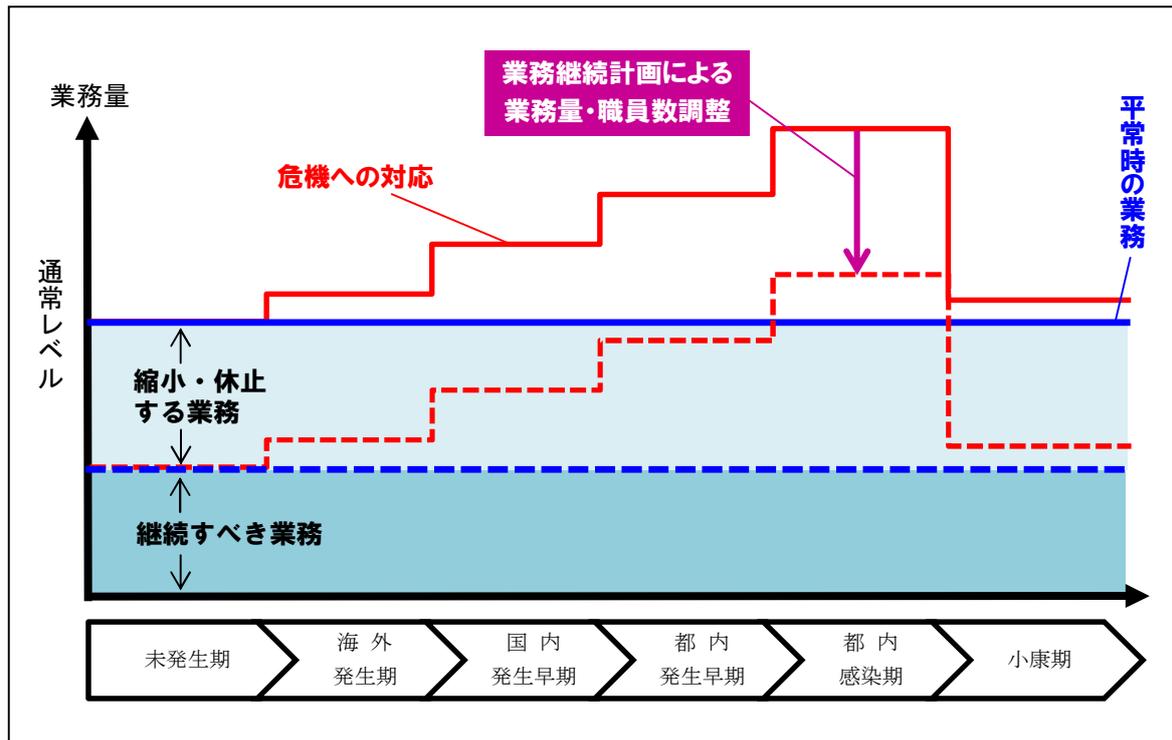
しかしながら、国、東京都、他の自治体でも同様の被害が出ているため、応援を要請することは困難である。

図表1 新型インフルエンザ等の発生・流行時における業務量と職員数の推移



そこで、東京都北区業務継続計画<新型インフルエンザ等編>（以下、「本計画」という。）においては、強毒性の新型インフルエンザ等が発生・流行することにより様々な影響が発生することを想定することで、感染リスクを伴う業務や不急の業務を流行に応じて縮小・休止し、感染拡大の防止を図りつつ、限られた人員を危機への対応と継続すべき業務に配分することとし、最低限必要な行政サービスの継続を図る。

図表2 業務継続計画の発動及び運用による行政サービスの継続

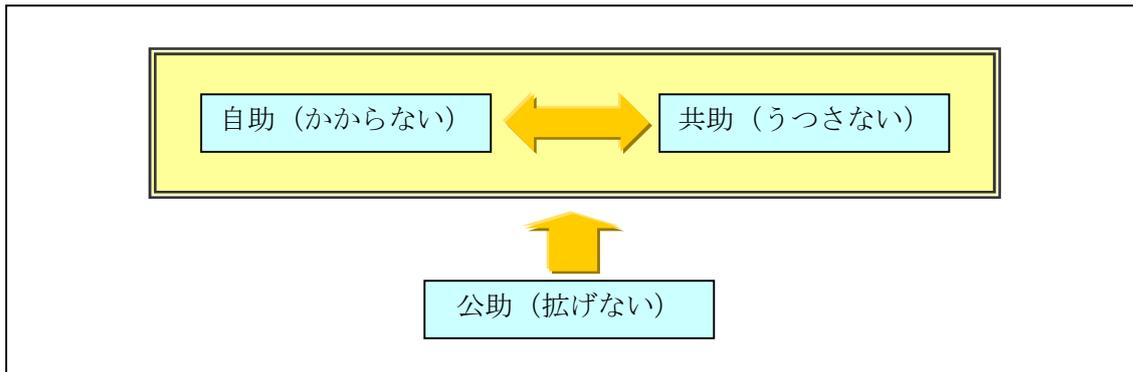


(3) 感染予防の基本と区の役割

新型インフルエンザ等対策の基本は、一人ひとりが適切に感染予防を実施することにある。

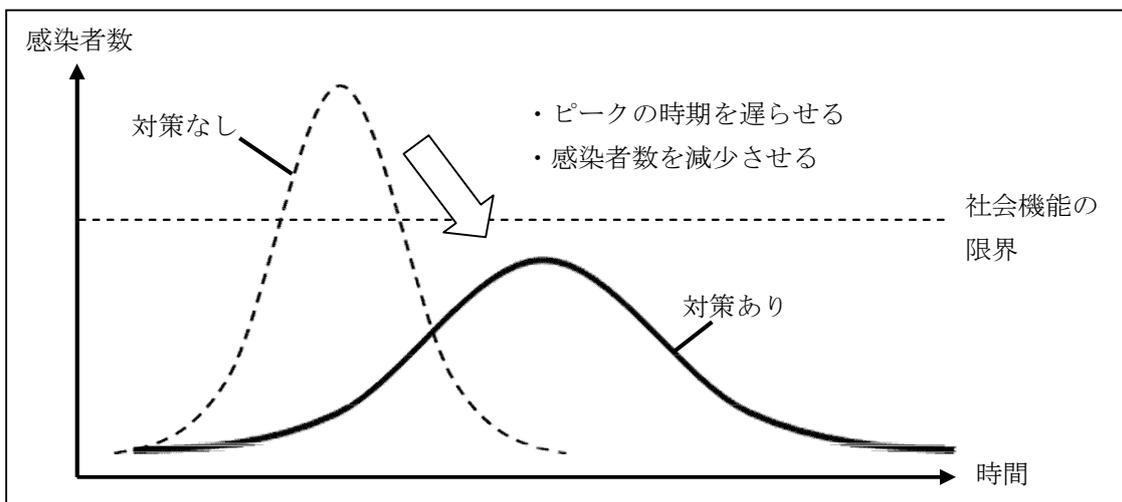
そのため、区民が正しい感染予防を実施する「自助」、万一感染した場合に咳エチケットなどにより他の人に感染させない「共助」が重要であり、区は感染拡大防止策を実施することで、それらを支える「公助」の役割を担わなければならない。

図表3 感染予防の基本



感染予防を徹底することにより、感染のピークの時期を遅らせるとともに、感染者数をできるだけ減少させ、医療提供機能をはじめとした社会機能の破たんの回避を図る。

図表4 感染予防の徹底による社会機能の破たんの回避



3. 行動計画との関係性

(1) 区行動計画との違い

東京都北区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）は、感染拡大の抑制、健康被害の最小化、社会・経済機能の破綻の防止のため、危機管理体制及び発生段階を定め、発生段階ごとに取り組むべき対策等を総合的に整備する計画である。

一方、本計画は、最低限必要な行政サービスの継続を図るための計画であることから、区行動計画に定める対策等を含む、新型インフルエンザ等の発生・流行時に区が優先的に取り組むべき業務を予め選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に配分する方法を明らかにした、実効性の担保に根ざした計画である。

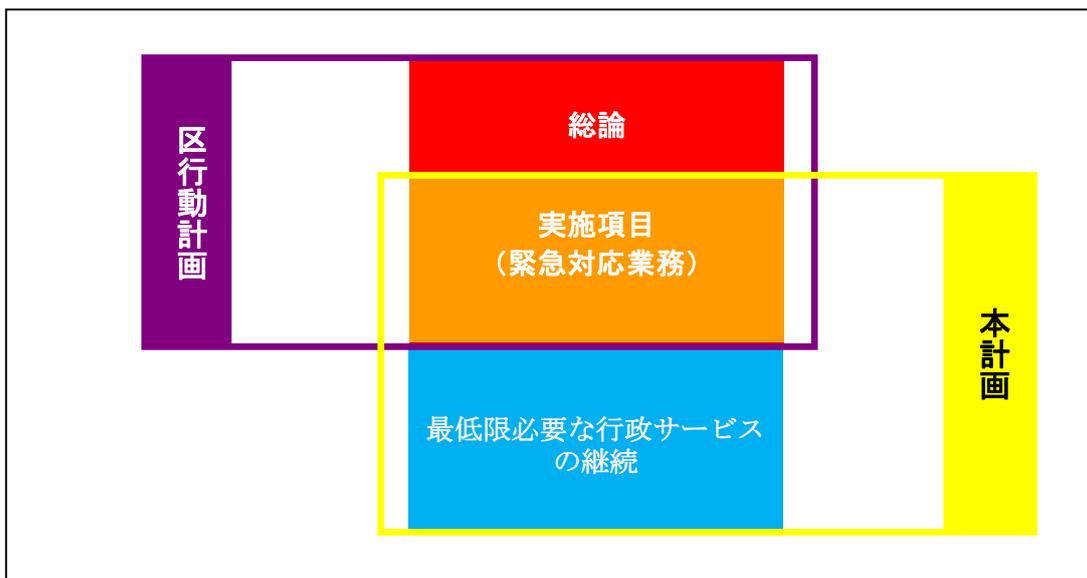
図表5 区行動計画と本計画の違い

	区行動計画	本計画
意義	○ 新型インフルエンザ等の発生・流行時に、その対策として「何を（What）」実施すべきかを定める。	○ 新型インフルエンザ等の発生・流行時に、行政サービスを「いかに（How）」継続すべきかを定める。
目的	○ 新型インフルエンザ等の発生・流行時において、健康被害を最小限にとどめ、区民の安全・安心を確保する。	○ 新型インフルエンザ等の発生・流行時において、最低限必要な行政サービスを継続する
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生段階の定義 ○ 危機管理体制の整備 ○ 発生段階別の実施事項の検討・具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急対応業務及び通常業務の整理、業務継続方針の設定 ○ 業務継続方針を実現する上での課題の整理 ○ 全庁的な対策の整備 <p>⇒ 人的・物的・法的課題等の解決</p>

(2) 相互補完関係

区行動計画と本計画は相互補完関係にあり、上下関係にあるものではない。つまり、本計画では、区行動計画で検討・具体化された対策等を実施した上で、業務継続できる体制を整えることを定める。一方、区行動計画は、継続すべき新型インフルエンザ等の発生・流行時における対策が何であり、それが効果的かつ妥当な対策であるのかを具体的に定めるものである。

図表6 区行動計画と本計画の関係



4. 前提となる被害想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送・交通網の発達など、20世紀初頭から中期にかけて世界流行したときの社会情勢から大きく変化しており、感染速度はより速く、感染範囲はより広くなることが予想されることから、患者・重症患者数もより多数に上ると考えられている。

流行規模については、「全人口の25%がり患する」という国の想定（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成29年9月）」）を元に、東京都は人口の集中する管内の特性を考慮に入れた独自の想定を行い、「都民の約30%がり患する」との流行予測を行った。

本計画はこれらの想定される事態から、新型インフルエンザ等の発生への区の対応をまとめたものである。

(リスクシナリオ)

本計画においては、新型インフルエンザ等が発生した場合の流行規模、社会状況等(リスクシナリオ)は以下の通りになると想定する。

① 流行規模（外来受診患者数・入院患者数・死亡者数）

健康被害 (流行予測による被害)	東京都	北区
外来受診者数（人）	3,785,000	100,400
入院患者数（人）	291,200	7,720
死亡者数（人）	14,100	370

(区行動計画<流行規模・被害想定>より)

② 社会機能及び行政機能において想定される影響

- 物流・公共交通の遅滞や、事業者等の活動縮小及び休止により、東京都及び周辺地域で経済活動が大幅に縮小する。
- 学校や保育施設など各施設の休止、大規模集会の中止、外出の自粛等により、社会活動が縮小する。
- 物流の遅滞や店舗の休止等により食料品・生活必需品等の生活関連物資の供給が困難になるなど、区民生活のあらゆる場面で影響が出る。
- 区職員や家族のり患等により、区職員の最大40%程度が欠勤し、平常時と同様に行政サービスを実施することは困難となる。

※ 被害想定については、強毒性の新型インフルエンザ等が流行した際の社会全体の状況を想定したものであるが、想定と異なる毒性を持つ新型インフルエンザ等が流行した際においても、本計画を弾力的に運用することでその事態に対応する。

第2章 業務継続計画の基本方針と対策の実行

本計画は、以下の考え方に従って策定し、新型インフルエンザ等の発生・流行時において対策を実行する。

1. 基本方針と対応方針

(1) 基本方針

区は、新型インフルエンザ等が発生した際は、以下の基本方針に基づき、優先業務の選定や、資源の配分等について検討し、本計画に基づく対策を実行することで、必要最低限の行政サービスを継続する。

- 基本方針1 感染拡大を抑制し、区民への健康被害を最小限にとどめる。
- 基本方針2 区民生活および区内における社会・経済機能への影響の最小化に努める。
- 基本方針3 区の業務を継続するために必要となる区役所機能の維持を図る。

(2) 対応方針

区は、基本方針に則り、以下の対応方針に基づいて、業務継続に係る対策等を検討・実施する。

- 対応方針1 区行動計画に定める業務を緊急対応業務としてその内容を定め、流行時において最優先に実施すべき業務として継続する。
- 対応方針2 平常時における通常業務から新型インフルエンザ等の流行期間においても継続すべき業務を予め選定し、さらに業務を継続すべき優先順位をつけ、発生段階に応じた水準で業務を継続する。
- 対応方針3 継続すべき業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を全庁横断的に確保・配分し、最大限有効に活用する。
- 対応方針4 継続すべき業務の実施に必要な人員や資機材等を確保するため、それ以外の通常業務については、必要に応じて業務の縮小・休止を行う。その後、流行状況に応じて、継続すべき業務の実施に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

2. 業務区分

(1) 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の流行期間中、区は平常時に行政サービスとして実施している通常業務に加え、新型インフルエンザ等対策を目的とした緊急対応業務にも取り組まなければならない。

しかしながら、新型インフルエンザ等の感染拡大による職員の欠勤により、業務を実施するための人員が不足し、増加する業務量に対応することは困難となる。

したがって、基本方針・対応方針に従い、緊急対応業務と通常業務に予め整理し、新

型インフルエンザ等発生・流行時には、継続すべき業務を優先的に実施する。

- 新型インフルエンザ等の発生に伴い、新たに実施する感染防止対策や危機管理上必要な業務等を、区の通常業務とは区分して、「緊急対応業務」とする。
- 区の通常業務については、必要な業務が継続できるよう、発生段階に応じて継続すべき業務と縮小・休止する業務に区分する。

(2) 業務継続方針の考え方

業務継続方針とは、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、その業務を実施する体制や対応時間、人員や設備といった資源の配分を平常時と比較してどの程度縮減するのかを示すものであり、継続・縮小・休止の三つから構成される。

- 「継続」・・・ 業務の休止による影響の重大さから、可能な限り平常時と同程度の業務量で実施する。緊急対応業務は必要とされる水準で実施する。通常業務は平常時と同じ水準で実施する。
- 「縮小」・・・ 通常業務のうち継続業務と休止業務以外のもので、一定期間大幅な縮小も可能。必要最低限の業務のみ実施する、又は、通常とは異なる方法（代替手段）により業務を実施する。
- 「休止」・・・ 感染拡大の防止と業務の休止による影響を勘案し、緊急性を要しない等の理由から感染拡大の防止を優先し、新型インフルエンザ等の流行期間中には業務を休止する。

3. 計画に定める対策の実行

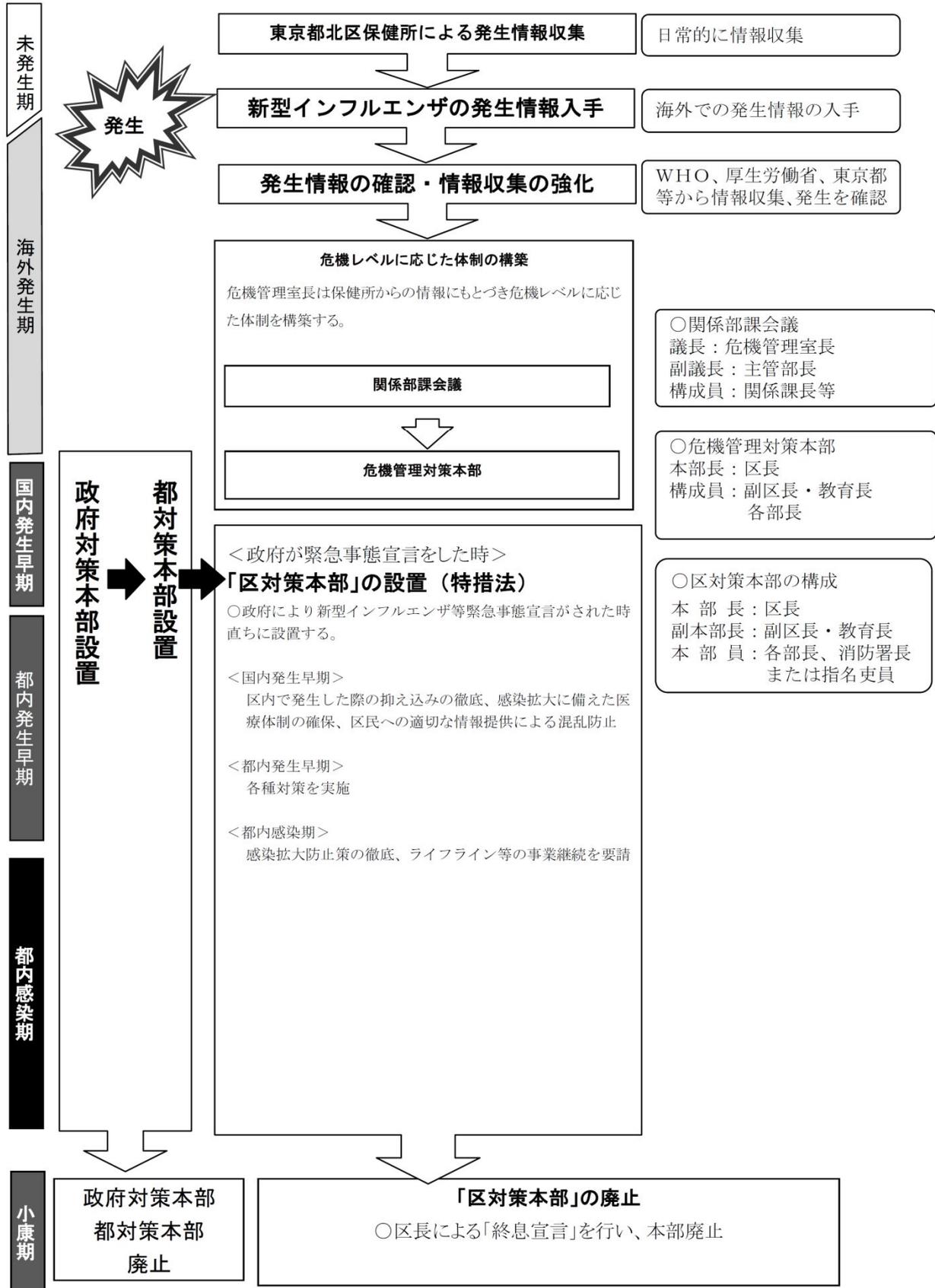
(1) 危機管理体制下での実行

区は、新型インフルエンザ等発生に伴い、区民の健康被害防止、社会・経済機能への影響の最小化を目的として、区行動計画に定める「北区危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対策を実施する。

なお、政府対策本部長（内閣総理大臣）による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、本部の位置づけを「東京都北区新型インフルエンザ等対策本部」（以下「区対策本部」という。）に移行する。

本計画は、この体制の下、必要最低限な行政サービスを継続するため、定めた対策を実行する。

図表7 新型インフルエンザ等における危機管理体制



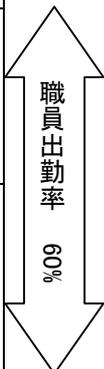
(2) 弾力的な実行

○ 本計画は原則として、国内発生早期における政府対策本部長（内閣総理大臣）の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」により対策を実行するものとし、国内発生早期から小康期にかけての各発生段階に応じて、一部の業務を縮小または休止する。

○ なお、本計画は最悪の状況（強毒型）を想定して策定したものであるが、平成21年に流行した新型インフルエンザ等への対応を教訓とし、新型インフルエンザ等発生後にはウイルスの感染力、毒性及び治療薬の有効性、さらに職員の欠勤率などを総合的に判断し、弾力的・機動的に対策を実施することとし、できる限り業務の中断による影響を最小化する。

○ また、縮小及び休止業務については、感染拡大による健康被害の状況、国や東京都の対策、区民生活や社会経済の状況等に応じ、弾力的・機動的に縮小または休止する。

図表8 新型インフルエンザ等発生時の実施業務

通常時	区分	考え方	主な業務(例示)	都内 感染期
	緊急対応業務 (新たに発生 する業務)	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上必要となる業務	①感染拡大防止策の周知相談、 保健医療など ②対策本部など	
	通常業務	「継続」 ①住民の生命を守るための業務 ②住民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④区市町村業務維持のための基盤業務	①福祉施設(入所)など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など	
		「縮小」 ①継続・休止以外の業務 ②対面業務などを工夫して実施する業務	①内部業務・道路など ②許認可、届出・交付などの 窓口業務	
	「休止」 ①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査 一般工事など		

※本計画は、新型インフルエンザ等の流行を原因とした事態と類似する事態に対して、応用可能なものとする。

すなわち、感染経路及び被害、対策の有効性等が、想定する新型インフルエンザ等に対する本計画の発動と同様の効果が得られると見込まれる場合、必要に応じて本計画に基づく対策を実行するものとする。

第3章 発生段階別の各部及び区対策本部各部の対応

- 区は、平常時においては通常業務を職員出勤率100%で実施している。しかしながら、新型インフルエンザ等の流行期間中は、通常業務のほか、緊急対応業務を実施しなければならない。しかもそのために必要な人員を、職員が最大で40%欠勤する状況で配分しなければならない。
- 新型インフルエンザ等の流行期間中、区行動計画において、発生段階に応じて緊急対応業務が適宜変更されることや、職員の欠勤率が一定でないことから、流行期間の時系列に沿って対策を講じていくこととなる。
- 以上から、第2章で定めた業務区分および業務継続方針に基づき、各部が定める業務継続基本指針と、所管する主な業務の対応を発生段階別に示す。

(各部における主な業務の業務継続方針一覧表の見方)

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	〇〇業務	—————▶			
通常業務	△△業務	—————▶			
	□□業務	————▶	————▶		
	××業務	————▶	——▶	- - - - -▶	——▶
主な検討課題					

※一覧表における業務継続方針の示し方

……維持 ……縮小 ……休止

※「発生段階に応じた区分」における業務継続方針は、危機管理対策本部の設置以降、区対策本部を廃止するまでの期間（国内発生早期～小康期）について示している。

1. 政策経営部

(1) 業務継続基本指針

- 区民の感染予防・拡大防止や風評等による混乱防止のため、危機管理対策本部および関係部課から得た新型インフルエンザ等に関する最新情報の区民への提供に最優先に取り組む。
- 物資等の不足が生じ緊急に事業に要する経費が生じた場合は、同本部の方針（指示）に基づき、予備費充用や事業費流用など必要な措置を講じる。
- 庁議については、区行政運営の最高方針を審議策定するとともに、総合調整を行い、区行政の能率的遂行を図る必要があるため、議論する事案は緊急度・重要度の高いものを優先する。
- 各種計画の改定時においては、計画策定の適切な進行管理に努めるものとし、策定スケジュールの調整等を含め、必要に応じて柔軟に対応する。
- 感染拡大防止のため、各種会議、住民説明会のほか、イベント等については、必要に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分				
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期	
緊急対応業務	○区民への情報提供	→				
通常業務	○北区ホームページ運営	→				
	○区長へのはがき・ご意見メール	→				
	○北区ニュース発行	→		→		
	○区民相談	→	→			
	○庁議	→	→			
	○庁内外関係者会議（特定者） （ヒアリング・検討会等含む）	→	→	→		
			関係者数が多い場合は「縮小」または「休止」			
	○イベント （不特定者・区民向け） （説明会・受賞式・発表会等）	→	→			
		対象者数が大規模の場合は「縮小」または「休止」				
主な検討課題	○北区ニュース入稿のタイミングにより、最新の情報提供ができない可能性がある。 （タイムラグが生じる） ○イベントや説明会等、開催間際の流行による「休止」の周知方法と説明責任					

2. 総務部

(1) 業務継続基本指針

- 職員の配置、区有財産の管理、区有施設の維持保全など区が業務を実施する上で全庁的に必要となる資源の管理・調整を担わなければならない。
- 中でも、新型インフルエンザ等の流行に伴う職員の出勤・感染状況の把握と、緊急的な人員配置については最優先で取り組む。
- また、区内の私立専修学校・各種学校に対して、感染状況などの情報を適切に提供するための体制を、最大限維持する。
- 外国人区民に対して、感染状況などの情報を適切に提供するための翻訳体制など必要な措置を講じる。
- 感染拡大防止のため、各種集会や行事、職員研修等は必要に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○職員の出勤・感染状況把握	→			
	○外国人区民への周知に対する協力	→			
	○私立専修学校・各種学校への情報提供	→			
通常業務	○庁舎管理	→ 庁舎内の清掃の徹底			
	○人員配置	→	→ 緊急的な配置に特化		
	○区有施設の保全業務	→	→ 衛生設備などの機器維持状況の把握		
	○契約事務	→	→ 入札手続きの変更		
	○各種行事・集会等	→	→		
	○職員研修	→	→		
主な検討課題	○職員の感染状況の把握及び緊急的な人員配置を適切かつ円滑に実施するための体制づくり ○庁舎管理に必要な人員及び資器材等の確保				

3. 危機管理室

(1) 業務継続基本指針

- 危機管理対策本部及び区対策本部の事務局として、新型インフルエンザ等発生時における庁内調整を最優先に取り組む。
- また、それ以外の緊急事態が発生する最悪の事態に備え、必要となる設備や資機材等の管理・調達について最大限実施する。
- 感染拡大防止のため、各種集会や行事等は必要に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○危機管理対策本部及び区対策本部の運営	→			
通常業務	○防災施設管理	→			
	○水防体制・緊急時即応体制	→ 臨時体制再編あり			
	○安全・安心メール配信	→			
	○地域安全・安心パトロール	→	→ 運行体制の縮小		
	○震災訓練	→ 中止あり	→		
	○防災センター	→ 利用自粛	→		
	○地域安全のつどい	→ 中止あり	→		
	主な検討課題	○危機管理対策本部及び区対策本部の運営体制の整備(本部員の確保、意思決定、事務局職員の確保等) ○新型インフルエンザ等の流行期間中においてその他の緊急事態が発生した場合の対応(人員及び資器材の確保等)			

4. 地域振興部

(1) 業務継続基本指針

- 町会・自治会、商店街連合会をはじめとする地域団体からの意見収集、及び区からの情報提供など、地域との連絡調整を行う
- 食料品・生活関連物資等の購入にあたり、食料品、生活関連物資等の価格高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等の流行期間中においても、区内の事業者の経営活動を支援するための事業については、感染拡大の防止のため、実施方法を工夫しながら業務を継続するものとする。
- 会館やふれあい館等の貸出施設、区民まつりをはじめとした各種集会・イベントについては、利用者が感染する機会を抑制するため、流行状況に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○区民生活及び経済活動の安定の確保	→			
	○区民及び事業者への情報提供	→			
通常業務	○中小企業金融対策（融資窓口）	→	→	→	→
	○消費生活相談事業	→	→	→	→
	○商工相談事業（経営相談）	→	→	→	→
	○基幹統計調査	→	→	→	→
	○就職支援・就職相談事業	→	→	→	→
	○貸出施設	→	→	→	→

通常業務	○区民まつり（事業）	→	-----→	-----→	-----→
主な検討課題	○町会・自治会・商店街などとの協力体制の整備 ○地域振興室の人員確保				

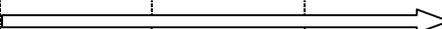
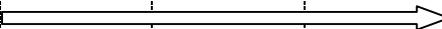
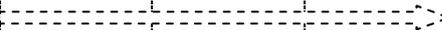
5. 区民部

(1) 業務継続基本指針

- 法令に基づき、住民基本台帳、戸籍、税、国民健康保険等に係る業務について、実施方法を工夫しながら継続させなければならない。
- したがって、これらの業務は発生段階に応じて郵送対応等に切り替えることとし、その変更について区民に案内する。
- 郵送対応等が困難な業務については窓口業務を維持する。
- 感染拡大防止のため、窓口業務以外の業務については、可能な限り、電話または郵送等に取り扱いを変更し、対人接触を避ける。
- 情報処理システムの運用については、最大限維持する。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	○区民相談（一般相談等）	→			
通常業務	○情報系ネットワークの運用	→			
	○戸籍届出事務、証明事務	→	→		
	○区民事務所届出事務、証明事務	→	→		
	○税関係証明書発行事務	→	→		
	○軽自動車税事務	→	→		
	○住民税課税事務	→	→		
	○住民税収納事務	→	→		
	○国保資格事務	→	→		
	○国保保険料事務	→	→		

通常業務	○国保給付事務		
	○後期高齢者医療事務		
	○年金窓口事務		
	○特定健診・保健指導		
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口業務を維持するための人員確保 ○ 情報処理システム（特に基幹系システム）の安定運用を維持するための①職員のスキルの標準化、②代替性を高める業務継続訓練、③システム構築事業者との連絡網の常時更新、④統一的手順書の策定検討、⑤システム運用委託事業者の安定確保 		

6. 生活環境部

(1) 業務継続基本指針

- 公衆衛生や区民生活への影響の観点から、ごみの収集運搬業務を最優先に業務を継続する。
- 新型インフルエンザ等の流行状況によっては、火葬場の対応能力を超える場合が想定されるため、必要に応じて一時的な遺体安置所の設置と運用を行う。
- 感染拡大防止のため、多くの区民が集う各種イベントや区民が利用するエコー広場館や情報館は必要に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○遺体の火葬・安置	→			
通常業務	○可燃ごみの収集運搬業務	→			
		職員の罹患に応じた収集運搬体制の変更あり			
	○動物死体の収集運搬業務	→			
		職員の罹患に応じた収集運搬体制の変更あり			
	○訪問収集・ふれあい訪問収集	→			
		職員の罹患に応じた収集運搬体制の変更あり			
	○有料ごみ処理券事務	→	→		
	○環境公害指導	→	→		
	○光化学スモッグ措置	→	→		
	○エコー広場館の運営	→	→		
	○各種イベント	→	→		
○情報館（2館）の運営	→	→			
○不燃ごみの収集運搬業務	→	→	→	→	

主な検討課題	<p>○緊急対応業務と継続業務を遂行するために、状況に応じた部内 3 課の職員配置態勢の検討が必要。また、本来業務以外の業務に従事することが想定されるので、事前の訓練や個々の業務の精査も必要となる。</p> <p>○収集運搬業務従事職員（雇上）の罹患状況によっては、やむを得ず収集運搬体制変更の可能性もあるため、その場合の対応策の検討が必要となる。</p>
--------	--

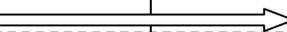
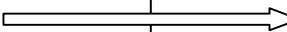
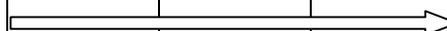
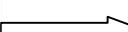
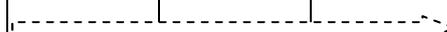
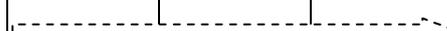
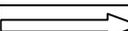
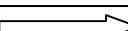
7. 健康福祉部

(1) 業務継続基本指針

- 区民生活の維持に必要なサービスと情報提供が確保される体制をつくる。
- 新型インフルエンザ等の発生段階に応じ業務の優先順位を明確にし、必要な業務に職員を集中配置して対応する。
- 常に福祉サービスの需要と供給に関する情報を収集し、それにあわせて業務と人員配置を柔軟に見直していく。
- 区立介護施設の運営については、入所施設は業務を維持することとし、通所施設については業務休止を原則とする。
- 相談業務については、電話・郵送等の手段を活用し、区民が来庁により新型インフルエンザ等に感染することを予防することの理解・協力を求めつつ、緊急性の高い相談に優先して対応する。
- 指定管理者、委託業者との連絡体制を堅持し業務の継続を図る。
- 区民を対象に予防接種（住民接種）を実施し、感染拡大の抑制を図る。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	○情報収集・提供体制の確保	→			
	○医療活動への協力	→			
	○相談・調査体制の確保	→			
	○予防接種（住民接種）	→			
通常業務	○妊産婦健康診査	→	→	→	→
	○生活保護相談・受付	→	→	→	→
	○生活保護費支給	→	→	→	→
	○高齢者虐待への対応	→	→	→	→

通常業務	○障害者相談			相談対応方法の変更
	○介護保険認定			
	○介護保険給付関係事務			
	○高齢者おむつ支給業務			
	○休日診療			
	○各種がん検診			
	○区民健康診査			
	○生活保護定期訪問調査			
	○各種会議、講演会、講座等			電話対応等に変更
	○障害者等機能訓練事業			開催時期の変更
	○乳幼児健康診査			
主な検討課題	○指定管理者、委託事業者等との非常時における対応の協議 ○福祉サービスの縮小、休止による区民生活への影響と対策 ○従事人員の確保 ○医療機関等、関係機関との協力体制の確立			

8. 北区保健所

(1) 業務継続基本指針

- 新型インフルエンザ等の発生時には、情報の収集・分析・提供をはじめ、積極的疫学調査による、感染源・感染経路の把握や感染拡大の防止・医療提供体制の確保等の具体的対策を講じることにより被害を最小限にする。
- また、それ以外の感染症、食中毒、医薬品、飲料水等の健康危機の発生に対しても可能な限り、正確で迅速な対応を最大限実施する。
- 健康危機管理体制を確立するため、区関係部課はもとより、地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、医療機関、警察署、消防署等と情報交換・課題検討・連絡調整等を随時行う。
- 保健所は、新型インフルエンザ等発生時には医療対策本部となる。緊急対応業務を実施するため、北区保健所以外の部局から積極的に職員の動員協力を得て、対策を遅滞なく進めていく。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○サーベイランス・情報収集	→			
	○医療	→			
	○情報提供・共有	→			
	○区民相談	→			
	○感染拡大防止	→			
	○医療物資の確保と活用	→			
	○予防接種（特定接種）	→			
通常業務	○感染症発生動向調査事業	→			
	○試験検査 (食中毒・感染症発生時検査)	→			

通常業務	○食中毒事件調査	→	→	→	→
	○感染症対応 (新型インフルエンザ等以外)	→	→	→	→
	○感染症診査協議会関連事業	→	→	→	→
	○医薬衛生許認可	→	→	→	→
	○各種衛生統計調査事務	→	→	→	→
	○環境・食品 営業等許可・届出	→	→	→	→
	○結核患者入院勧告・服薬支援事業	→	→	→	→
	○結核健診等	→	→	→	→
	○H I V等性感染症検査・肝炎検査	→	→	→	→
	○特定給食施設栄養指導	→	→	→	→
	○結核患者訪問保健指導	→	→	→	→
	○環境・食品・医薬 一斉検査	→	→	→	→
	○結核ハイリスク健診	→	→	→	→
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ○各種対応マニュアルの整備 ○保健所職員以外の人材確保及び資質向上 ○各種医療及び感染防御資機材の確保・拡充 ○関係機関とのネットワークの拡充 ○海外発生期からの緊急対応業務への対応について危機管理室等との体制づくり ○本部会議のテレビ会議化の検討 				

9. まちづくり部

(1) 業務継続基本指針

- 都市計画、建築確認・許認可その他の、事業相談や申請書の受付等の窓口業務については、対面することによって区民および職員が新型インフルエンザ等に感染する機会を抑制するため、発生段階に応じて実施方法を工夫しながら業務を継続する。
- 感染拡大防止のため、各種会議や集会などについては、必要に応じて縮小又は休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

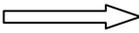
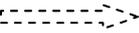
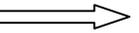
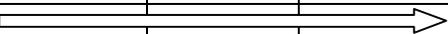
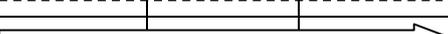
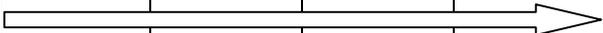
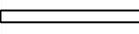
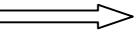
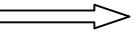
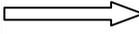
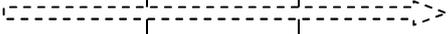
業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	○情報提供・共有	→			
通常業務	○都市計画指導相談業務	→			
	○区画整理区内の申請書受付、許可 交付	→	→		
	○事業相談、申請書受付	→	→		
	○建築確認・許認可事務	→	→		
	○説明会・勉強会等	→	→		
	○セミナーの開催	→	→		
	○区画整理区内の申請書受付、許可 交付	→	→		
主な検討課題	○人材確保のための部内横断組織の構築				
	○窓口従事職員の確保				
	○窓口業務等の変更（縮小等）についての周知方法				

10. 土木部

(1) 業務継続基本指針

- コミュニティバスの運行、自転車駐車場業務等をはじめとする、区が実施する交通インフラに係る業務については、最大限維持する。
- 感染拡大防止のため、各種会議や集会などについては、必要に応じて縮小又は休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分				
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期	
緊急対応業務	—					
通常業務	○コミュニティバス運行					
	○自転車駐車場業務					
	○屋外広告物の許可指導に関する事務		 <small>出勤する職員が減少した場合、窓口を縮小する。</small>			
	○事業相談、申請書受付		 <small>出勤する職員が減少した場合、窓口を縮小する。</small>			
	○道路監察取締、指導業務		 <small>運行体制の縮小</small>			
	○路面補修業務					
	○自転車整理業務					
	○道路・公園等の施設管理	 <small>利用自粛</small>				
	○交通安全対策事業					
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人材確保のための部内横断組織の構築 ○窓口従事職員の確保 ○窓口業務等の変更（縮小等）についての周知方法 					

1 1. 会計管理室

(1) 業務継続基本指針

- 区の収入・支出の流れを止めることによる区の業務の運営や区民生活への影響は大きいため、区の収入・支出に係る事務について、指定金融機関等と連携を密にしながら、最大限業務を継続する。
- 区民・職員が使用する備品や消耗品等の物品管理事務については、緊急かつ必要なものを除いて、縮小とする。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	—				
通常業務	○会計管理事務	→			
	○物品管理事務	→		→	
主な検討課題	○指定金融機関の派出体制				

12. 教育振興部

(1) 業務継続基本指針

- 感染拡大の防止のため、学校・幼稚園の運営をはじめ各種講座や行事、施設貸出等（図書館業務を含む）を、必要に応じて縮小または休止措置を講ずる。
- その間、縮小または休止措置により新たに発生する、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報連絡や感染状況に応じた緊急的な対応に最大限取り組む。
- また、新型インフルエンザ等の流行期間中においても、教育相談や延期不可能な埋蔵文化財発掘調査申請等が寄せられた場合は、電話相談・郵送申請等を奨励するなど、対面機会を減らす工夫等をしながら必要な相談・受付業務等を実施していく。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○小・中学校、幼稚園・こども園の緊急的な情報連絡・対応	→			
通常業務	○教育振興部の庶務事務（連絡調整）	→	→ 連絡調整業務に専念		
	○教育相談などの各種相談業務	→	→ 電話相談等		
	○埋蔵文化財発掘調査等の申請受付事務（延期不可能なもの）	→	→ 郵便受付等		
	○学校・幼稚園・こども園の運営	→	→ 施設単位または地域単位で閉鎖		
	○各種講座、行事等	→ 中止あり	→		
	○施設貸出等（図書館業務等を含む）	→ 利用自粛	→		
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ○教育振興部内における連絡調整等の運営体制の確保（意思決定（教育長以下管理職）、連絡調整員の確保等） ○各種相談・受付体制等の確保（専門性を有するもの）（専門相談員、学芸員等の確保） ○休業期間中の児童・生徒への学習指導及び保健指導 				

13. 子ども未来部

(1) 業務継続基本指針

- 新型インフルエンザ等の流行時に学童クラブや保育園で児童・園児を受け入れた場合に集団感染の危険がおよぶことに鑑み、感染状況に応じて施設単位または地域単位で休止する。
- 一方で、緊急に受け入れが必要な児童・園児については、拠点施設を定めるなどの体制をとり、平常時にもまして感染防止に最大限の注意を払った上で受け入れる。
- また、児童虐待防止事業やスペースゆう相談事業は、生命にかかわる事業として重要であることから、新型インフルエンザ等の発生時期においても、実施方法を工夫しながら業務に取り組む。
- 感染拡大防止のため、発生段階に応じて児童館の休館、子ども発達支援センターさくらんぼ園の休園及びスペースゆうの各種講座等の休止対応を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○児童館、私立幼稚園等の緊急的な情報提供・共有	→			
	○区内保育施設の緊急的な情報提供・共有	→			
通常業務	○児童虐待防止事業	→			
	○区立直営保育園の運営	→	→ 流行に応じて施設休止対応あり		
	○学童クラブの運営	→ 流行に応じて施設休止対応あり			
	○子ども医療費、ひとり親医療費助成事業等窓口業務	→	→		
	○保育園入園相談業務	→	→		
	○スペースゆう相談業務	→	→		
	○子ども発達支援センターさくらんぼ園の運営	→ 流行に応じて施設休止対応あり			
	○児童館の運営	→	→		

通常業務	○スペースゆう講座等事業	⇒	----->	----->	----->
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職員の欠勤による業務停止に備えた職員体制とマニュアルの検討 ○学童クラブの運営を継続するための職員体制や応援体制の検討 ○緊急に受け入れが必要な保育児童数の把握と区内全体の保育サービス体制の検討 				

14. 監査事務局

(1) 業務継続基本指針

- 地方自治法等に基づく住民監査請求及び決算審査・財政健全化判断比率審査に関する業務を継続し、その他の監査業務については、発生段階に応じて縮小または休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

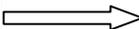
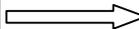
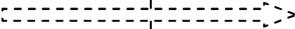
業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	—				
通常業務	○住民監査請求受理、審査	→			
	○決算審査・財政健全化判断比率審査・例月出納検査	→			
	○定期監査等	→	→		
主な検討課題	—				

15. 選挙管理委員会事務局

(1) 業務継続基本指針

- 新型インフルエンザ等の流行期間中における選挙執行の判断は国や東京都の方針に従う。
- 一方、選挙執行に関する啓発活動等については、感染拡大を抑止するため、必要に応じて縮小や休止の措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内 発生早期	都内 発生早期	都内 感染期	小康期
緊急対応業務	—				
通常業務	○各選挙執行準備		 国及び都から指示に従う		
	○選挙啓発活動				
	○明るい選挙推進事業				
主な検討課題	—				

16. 区議会事務局

(1) 業務継続基本指針

- 本会議をはじめ、委員会、その他諸会議について、実施できる体制を常に整える。会議開催の判断等については、議長をはじめ各会議の主宰者（委員長等）と調整を行う。
- 危機管理対策本部が設置された場合、本部事務局と連携を密にし、適時・適切に議員への情報提供を行う。
- 感染拡大防止のため、議事堂来庁者（会議傍聴者）への対策を講ずるとともに、議長の行事出席、他都市議員視察の受け入れについては必要に応じて休止措置を講ずる。

(2) 主な業務の業務継続方針

業務区分	業務名	発生段階に応じた区分			
		国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
緊急対応業務	○議員等への情報提供	—————▶			
通常業務	○区議会の各種会議の運営	—————▶			
	○議事堂への来庁者対応	—————▶			
	○議長の行事出席	▶	- - - - -▶		
	○議員視察の受け入れ	▶	- - - - -▶		
	○議員視察の受け入れ	▶	- - - - -▶		
主な検討課題	○危機管理対策本部設置時における危機管理対策本部事務局（危機管理室）との連絡調整体制の確認				

第4章 業務継続のための対策の充実

区は、新型インフルエンザ等の流行期間中は、国、東京都、その他関係機関と連携しながら、本計画に定める最低限必要な業務を継続するための対策を充実させる。

1. 職員の健康管理と庁舎内の感染予防対策の徹底

本計画に基づき業務を継続する上で、必要最低限の職員の出勤が不可欠である。したがって、執務中の感染の可能性を減らし、可能な限り職員が新型インフルエンザ等に感染しない対策を準備していく。

(1) 職員の感染予防策の徹底

- 一般に、職場における職員の感染予防策には以下のようなものが挙げられる。

事項	実施方法
・外出の自粛 ・人混みの回避	・ 流行期間中には、感染者がいる可能性のある、人混みに行くことを避ける。
・ワクチンの接種	・ 新型と季節性のウイルスに二重感染しないよう、季節性インフルエンザワクチンを接種し、重症化の防止に努める。
・感染予防策の徹底	・ 手洗い・うがいを徹底し、一人ひとりが感染しないようにする。
・保温・保湿	・ 室内の温度を15℃以上に保つとともに、加湿器等で湿度を保ち、ウイルスを不活性化させる。
・感染拡大の防止	・ 感染が疑われる場合には、周辺の人が飛沫感染しないように、マスクを着用する。
・健康管理	・ 十分な栄養と休養をとり、ウイルスへの抵抗力をつける。 ・ 体調不良時には無理な出勤をせず、医療機関に受診する。
・時差出勤	・ 公共交通機関を利用すると、通勤ラッシュの中に感染者がいるおそれがあるため、ラッシュ時を避け、感染の危険性を抑制する。

- 区は、これらの対策の他、各職場において実施できるものを検討するとともに、実施する上での課題を解消することで、業務に必要な職員が出勤できるような対策を講ずる。

(2) 庁舎内での感染拡大の防止

- 庁舎内での区民及び職員の感染拡大を防止するため、手洗いや咳エチケット、新型インフルエンザ等に関する情報等を掲載したポスターを掲示する等により意識啓発を行う。
- 手すりやドアノブといった、多くの人が触れるところを薬品を使用して拭き掃除を実施し、接触感染の可能性を軽減する。

2. 庁内における応援・協力体制

- 新型インフルエンザ等の発生・流行時において、ある部課が優先業務を実施するためにあたって、その部課の中で資源配分をするだけでは必要な資源が不足することが考えられる。
- さらに、いずれかの部課において業務が停滞し、部課間連携によって提供している行政サービス機能全体が停止する事態も予想される。
- そのため、最低限必要な行政サービスを継続するための職員の応援や柔軟かつ弾力的な業務協力が図られるようにする。

職員の動員方針

- 動員が確保できない場合には、原則として各課において実施する業務の一層の絞り込みを行う。
- 各課において実施する業務の一層の絞り込みを行っても動員が確保できない場合には、原則として部内判断による職員の応援体制を組む。
- 当該部で部内応援が不能になったときには、全庁的な応援体制を構築する。

3. 部課間の情報共有と区民への情報提供

- 新型インフルエンザ等発生・流行時においては、正確かつ適切な情報を区民に提供し、感染予防策の周知・啓発を図るとともに、区内の混乱を防ぐことが重要である。
- 区民に情報提供するためには、区内の感染状況や社会状況について、各部課が連携して情報を収集し、積極的かつ確実に共有しなければならない。
- 共有した情報は、その内容の正確性や必要性を考慮し、適切な情報を効率的かつ効果的に区民に提供する。
- 情報共有と区民への情報提供のために必要な情報収集・共有手段や、区民への広報・連絡手段については事前に整備する。

4. 東京都、近隣自治体、関係機関等との連携

区は、新型インフルエンザ等の流行・発生時において感染拡大の防止、必要な行政サービス、資機材等の確保等を図る上では、国、東京都、近隣自治体のほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、町会・自治会、商店街、社会福祉協議会等の幅広い機関・団体と連携していく必要がある。

(1) 医療サービスの維持

○ 感染拡大の防止のために、医療提供機能が破たんしないように努めることは極めて重要である。

○ このため、区は、東京都、近隣自治体のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療施設等と連携し、広域的に医療提供機能が維持されるよう、必要に応じて応援を求め、また協力するものとする。

(2) 福祉施設間の連携の確保

○ 区は、新型インフルエンザ等の発生・流行時においても、保育サービスや介護サービスといった、感染拡大のおそれがありつつも、業務を休止することによる社会的影響が極めて大きい施設を運営している。

○ これらの施設は、地域的な感染拡大がみられる場合においても、その施設の利用者にとって必要なサービスが受けられるよう、区と区内事業者のみならず、広く東京都、近隣自治体、また近隣自治体の事業者と連携し、広域的な保育・介護サービスの維持に努め、必要に応じて受け入れを求め、また受け入れるものとする。

(3) 円滑な埋火葬の実施

○ 新型インフルエンザ等の流行期間中には、罹患による死亡者が増加する最悪の事態に至る可能性があるが、区内には火葬場が設置されていないため、円滑な埋火葬を実施する体制を整えなければならない。

○ このため、区は、平常時から東京都及び近隣自治体との連携を図り、新型インフルエンザ等の流行時においては埋火葬が円滑に実施されるように努めるものとする。

(4) 広域的な行政サービスにおける連携

○ 区が実施する行政サービスの中には、特別区や都内市町村が共同して実施している業務と密接に関係しているものが多くある。

○ このため、区は、新型インフルエンザ等の発生・流行時において区民にとって必要な行政サービスの実施状況が特別区全体の中で整合性が図られるよう、業務の実施水準の調整とそのために必要な対策の検討に努めるものとする。

(5) 自治体間連携と積極的な情報交換

○ 新型インフルエンザ等の発生・流行時において、区の行政サービスの実施状況が近隣自治体と極端に異なることは、区民のみならず近隣自治体にも混乱等の影響を招く恐れがある。

○ このため、区は、東京都、近隣自治体、関係機関等と積極的に情報交換を行い、感染状況とその対策、また様々な行政サービスの実施状況といった情報を相互に把握し、これら関係者と適切な対応が図られるよう努めるものとする。

第5章 実効性向上のための事前準備

区は、第3章、第4章をはじめとした、本計画に基づく対策の実効性を高めるため、必要な体制を平常時から以下のとおり整備していく。

1. 資機材等の確保

- 行政サービスを実施するためには、様々な資機材が必要であるが、新型インフルエンザ等の大規模流行期においては物流の停滞・遅延等により、必要な資材が入手できない事態も予想される。
- そこで、行政サービスを実施するために必要な資機材を確保するため、事前に必要な資材の洗出しや事前購入等を行う。また、新型インフルエンザ等感染予防を目的とした備品等の確保についても同様に行っていく。
- さらに、感染予防に係る職員向けマニュアルを作成し、これにより職員の意識向上、感染者への正しい対応等について、平常時から啓発していく。

2. 人的資源の効率的な活用体制の事前構築

感染予防策を徹底した上でも、人的資源への被害を全く無くすことは極めて困難であることから、特に職員の欠勤等を原因とする人的資源の不足に備え、必要最低限の行政サービスを継続できる体制を整える。

(1) 人員配置の検討

- 部ごとに業務継続に必要となる人員を精査し、有資格者や経験者をあらかじめ確認するなど、新型インフルエンザ等の発生時において優先業務の継続に必要な人員数等をまとめ、本計画の発動時における適切な人員配置を検討していく。
- 新型インフルエンザ等の発生・流行時には、その結果をもとに全庁的な人員応援体制を構築し、区の業務を弾力的・機動的に実施する。

(2) 担当以外が対応できる体制の整備

- 人員が不足する部への応援者の業務をあらかじめ明確にするとともに、即戦力として活用するため、応援者向けに業務マニュアルを準備する。
- 専門知識が必要となる業務の職員（特別な資格や技能を有する職員）については、可能な限り代替性を高めるため、スキルの標準化、他の職員への教育訓練を図る。
- 決定権者の不在時に備え、業務が中断しないよう、東京都北区処務規程に基づく代決権者の指定等について対策を講じる。

3. 事業者との協力と事前協議

- 行政サービスの中には、情報システムの保守など業務の一部を外部事業者へ委託している場合があるが、新型インフルエンザ等の大規模流行期においては外部事業者の業務が停滞し、行政サービスが提供できない状況も予想される。
- そのため、業務を委託している外部事業者に対して、業務継続計画の作成等業務を継続するための準備を求めるとともに、新型インフルエンザ等の発生・流行時における適切な業務の実施について協議していく。
- さらに、各所管部課が業務継続にあたり、協定の締結等が必要な場合には、それらの対応についても順次整備していく。

4. 各部における業務継続体制の整備

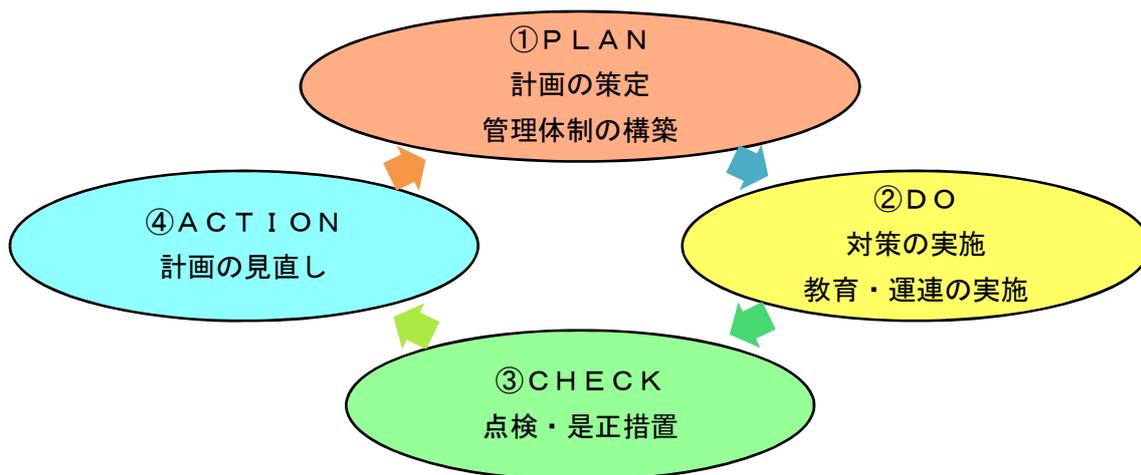
- 区業務継続計画に定める対応を実施していくため、各部において、より詳細な業務の実施体制等を定めた各部業務継続計画<新型インフルエンザ等編>（以下、「各部業務継続計画」という。）を策定した。各部においては、新型インフルエンザ等の発生・流行時にはこれをもとに適切に対応する。
- 各部業務継続計画は、動員方針に基づく人員配置等を検討し、今後もその内容の必要な修正・更新を適宜行うものとする。

なお、これらの他に新たに判明する、必要な体制の整備についても、適宜対応していく。

第6章 計画の継続的な改善

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に発動することで、優先業務を効果的に継続することを目的としている。

したがって、本計画の発動の実効性を維持・向上するため、継続的な内容の検討を通して絶えず修正・更新しなければならず、本計画を管理・運用する業務継続管理を推進していく必要がある。



本計画は、第5章に示す個別の対策の他に、業務継続管理の活動として以下に挙げる事項を実施し、本計画の抜本的な見直しも含めた継続的な改善に取り組む。

1. 区民・事業者・関係機関等との協力

- 本計画に掲げる目標を達成するためには、区民、事業者、東京都及び周辺自治体等と、新型インフルエンザ等の発生・流行時において相互の協力が必要となる。
- 区は、これらの関係者に対し、本計画の内容について周知を図り、新型インフルエンザ等の発生・流行時における区の体制について理解を求めるとともに、関係者とどのように協力・連携を図ることが望ましいかについて、継続的に協議し、本計画の改善を図っていく。

2. 法令等の制約と国・東京都への要望

本計画により業務を継続するに当たり、事務処理方法や実施者について法令上の制約を受ける業務や法令に基づき各種免許等の発行・更新を行う業務など法令に基づく業務があるが、法令に従えばこれらの業務は新型インフルエンザ等の発生・流行時においても平常時と同様に実施しなければならない。

しかしながら、新型インフルエンザ等の発生・流行時において、これらの業務を実施

することにより感染拡大につながる恐れがある場合や、業務を継続する際に必要に迫られて事務処理方法等を変更しなければならないときに支障となりうる制約等がある場合には、法令の見直しや弾力的な運用等の現実的な対応について今後国や東京都に検討を求めていく。

3. 区行動計画を受けての改善

本計画に定める緊急対応業務について、具体的に誰が何を実施していくかは、第1章3の定めを受けて、区行動計画で必要な検討を行うものとする。

一方、区行動計画で検討された事項については、それが実施できるよう、本計画において感染予防、資源配分等の対策を行うこととする。

4. 研修・訓練の実施

本計画の発動時の実効性の維持・向上のためには、本計画に従って実際に行動する職員の教育が必要となるだけでなく、その職員も採用・退職等により常に入れ替わりがあるため、本計画の教育機会として、定期的かつ継続的に研修・訓練等を実施していく。

(1) 研修

本計画の理解促進および新型インフルエンザ等に関する知識習得等を目的として、定期的に研修等を実施する。

研修方法の例示

種類	概要
危機管理研修	新型インフルエンザ等を含む危機管理一般に関する意識啓発・知識習得を目的とした、職員向けの講話やグループワークの実施
感染予防対策研修	新型インフルエンザ等の発生・流行に伴う被害や感染予防対策の正しい知識の習得を目的とした講話等の実施
本計画およびその関連文書の読み合わせ	本計画の周知および理解促進を目的とした、職員間の読み合わせの実施

(2) 訓練

本計画の発動の実効性の向上および課題抽出を目的として、定期的に訓練等を実施する。

訓練方法の例示

種類	概要
感染予防行動訓練	マスクの正しい着用・廃棄方法、防護服の着脱方法等の感染予防行動を適切に実施できるかを体験する訓練
感染者対応訓練	職場内で感染者や感染が疑われる者が出た場合に、感染予防行動を取りつつ、適切な対応がとれるかどうかを体験する訓練
職員間連絡訓練	職場内で感染者や感染が疑われるものがあるかどうかを正確かつ迅速に把握し、報告する訓練
業務継続訓練	欠勤者の発生を想定し、少人数での業務実施や役職員の不在時の対応が可能かを体験する訓練
複数事象同時発生訓練	業務継続訓練の発展形として、欠勤者の発生を想定しつつ、さらに新型インフルエンザ等の発生・流行とは別に業務継続上弱点となりうる問題が発生した際にその問題への対応が可能かを体験する訓練

5. 継続的な見直し

(1) 点検

本計画の発動・運用により、新型インフルエンザ等の発生・流行時に適切な業務実施を実現するため、定期的に区業務継続計画の実効性及び有効性の点検・検証を実施する。

(主な着眼点)

- 優先すべき業務特定手法の妥当性
- 発見された課題への対策の妥当性
- 教育、訓練等の実施状況と有効性
- 危機管理体制の実効性
- その他、業務継続の実効性確保に必要な事項

(2) 計画の見直し

本計画の実効性及び有効性を確保させる観点から、必要に応じて本計画の見直しを行う。

(見直しの際の主な留意事項)

- 国や東京都が提供する新型インフルエンザ等に関する情報
- 研修・訓練等の実施結果
- 国や東京都からの要請
- 関係業者、関係機関、関係団体等からの要望
- 実際の災害から得られた教訓
- その他、業務継続に影響をおよぼす事項

用語解説

○ アラート (Alert)

警報の意味だが、ここでは、当該疾患について、疑い例の段階で保健所が医療機関から報告をうけ、早期に病原体検査を行うことで、患者の発生を迅速的確に把握することをいう。

○ インフルエンザウイルス (Influenza virus)

インフルエンザウイルスはA B Cの3型があり、A型インフルエンザウイルス粒子表面には赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という糖タンパクがある。特にA型は、HA 16種類、NA 9種類の抗原性の異なる亜型が存在し、ヒトを含む哺乳類や鳥類に広く分布している。

○ 感染症発生動向調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律として定められた、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況の調査のこと。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ」とは、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスによる感染症のことをいい、感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

この「高病原性」とは、鳥に対する病原性を示したものであり、ヒトに対する病原性を示したものではない。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染したという事例の報告はない。

○ サーベイランス (Surveillance)

疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

○ 自助・共助・公助

自助とは被災時に自らを守ること、共助とは地域で助け合うこと、公助とは行政機関等による活動のことである。災害による被害を最小限に抑え、早期に復旧するためには、自助・共助・公助の各々が対応力を高め、連携することが重要だといわれている。

○ 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のA型インフルエンザウイルスが発生し、ヒトからヒトへ感染する能力をもったもの。

○ 咳エチケット

周囲に感染を広めないため、咳・くしゃみが出たらマスクを着用すること。マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。

○ 積極的疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明と共に感染源を把握し、感染の拡大防止を図るため

に行う行動調査、喫食調査、健康調査等のこと。なお、海外で感染症が流行している場合等、国内での当該感染症の発生を防止する観点から行う調査も含まれる。

○ 発生段階

新型インフルエンザ等が発生し、流行が拡大し、小康状態に至るまでの過程を分類したもの。WHOでは6段階、国では5段階に分類しており、段階の移行はWHOや国から公表される。

○ パンデミック (Pandemic)

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況

東京都北区業務継続計画
＜新型インフルエンザ等編＞

発 行 東京都北区
発 行 日 2019年2月
刊行物登録番号 30-1-108
編 集 危機管理室危機管理課
東京都北区王子本町1-15-22
電話03(3908)1121
<http://www.city.kita.tokyo.jp>